

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【公開番号】特開2007-128260(P2007-128260A)

【公開日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2007-019

【出願番号】特願2005-320010(P2005-320010)

【国際特許分類】

G 06 F 13/10 (2006.01)

G 06 F 3/12 (2006.01)

G 06 F 9/445 (2006.01)

G 06 F 13/14 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/10 320 A

G 06 F 3/12 C

G 06 F 9/06 610 M

G 06 F 13/14 330 E

G 06 F 13/00 357 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月4日(2008.11.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータを、

通信回線を介して受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報が所定の条件を満たすか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記デバイスドライバの情報が前記所定の条件を満たすと判定された場合、前記離脱メッセージ送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除させる削除手段として機能させるためのプログラム。

【請求項2】

前記コンピュータを、

一時的利用者がログインした際にインストールされたデバイスドライバの情報として、ゲスト用のデバイスドライバであることを識別するための情報を記憶させる記憶手段として更に機能させ、

前記判定手段は、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報がゲスト用のデバイスドライバであることを示す際に、前記所定の条件を満たすと判定することを特徴とする請求項1に記載のプログラム。

【請求項3】

前記判定手段は、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報が他の周辺機器のために利用されていないことを示す際に、前記所定の条件を満たすと判定することを特徴とする請求項1または2に記載のプログラム。

【請求項4】

前記コンピュータを、

前記離脱メッセージの受信に応じて、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除するかを問い合わせる問い合わせ手段として更に機能させ、

前記削除手段は、前記問い合わせ手段の問い合わせに対して削除が指示された場合に、当該デバイスドライバを削除させることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載のプログラム。

#### 【請求項5】

前記コンピュータを、

周辺機器に対応するデバイスドライバのインストールの際に、当該デバイスドライバの自動削除を示す自動削除情報を、当該デバイスドライバの情報として登録する登録手段として更に機能させ、

前記判定手段は、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報として、前記登録手段により前記自動削除情報が登録されていた際に、前記所定の条件を満たすと判定することを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載のプログラム。

#### 【請求項6】

前記コンピュータを、

前記通信回線への接続に応じて、所定の機能を有する周辺機器の存在を問い合わせるプローブメッセージを、前記通信回線を介して送信する送信手段として更に機能させ、

前記削除手段は、インストール済みのデバイスドライバの中で、前記プローブメッセージに対する応答がない周辺機器に対応するデバイスドライバを削除させることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載のプログラム。

#### 【請求項7】

コンピュータを、

ログインしている利用者が一時的利用者であるか否かを判定する利用者判定手段と、前記利用者判定手段によりログインしている利用者が一時的利用者であると判定した場合に、当該一時的利用者がログインしている際にインストールされたデバイスドライバの情報として、ゲスト用のデバイスドライバであることを識別するための情報を記憶させる記憶手段と、

前記記憶手段により記憶されたデバイスドライバの情報に基づいて、通信回線を介して接続された周辺機器から受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバが、ゲスト用のデバイスドライバであるか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバがゲスト用のデバイスドライバであると判定された場合、前記受信した離脱メッセージ送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除させる削除手段として機能させるためのプログラム。

#### 【請求項8】

周辺機器と接続された情報処理装置であって、

周辺機器からの離脱メッセージを受信する受信手段と、

前記受信手段により受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報が所定の条件を満たす際に、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除する削除手段と、

を備えることを特徴とする情報処理装置。

#### 【請求項9】

一時的利用者がログインした際にインストールされたデバイスドライバの情報として、ゲスト用のデバイスドライバであることを識別可能にする情報を記憶する記憶手段を更に有し、

前記削除手段は、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報がゲスト用のデバイスドライバであることを示す際に、前記所定の条件を満たすとして、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項8に記載の情報処理装置。

**【請求項 10】**

前記削除手段は、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報が他の周辺機器のために利用されていないことを示す際に、前記所定の条件を満たすとして、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項8または9に記載の情報処理装置。

**【請求項 11】**

前記離脱メッセージの受信に応じて、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除するか問い合わせる問い合わせ手段を更に有し、

前記削除手段は、前記問い合わせ手段の問い合わせに対して削除が指示された場合に、当該デバイスドライバを削除することを特徴とする請求項8乃至10のいずれか1項に記載の情報処理装置。

**【請求項 12】**

周辺機器に対応するデバイスドライバのインストールの際に、当該デバイスドライバの自動削除を示す自動削除情報を、当該デバイスドライバの情報として登録する登録手段を更に有し、

前記削除手段は、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報として、前記登録手段により前記自動削除情報を登録されていた際に、前記所定の条件を満たすとして、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項8乃至11のいずれか1項に記載の情報処理装置。

**【請求項 13】**

ネットワーク接続に応じて、当該ネットワーク上の所定の機能を有する周辺機器の存在を問い合わせるプローブメッセージを送信する送信手段を更に有し、

前記削除手段は、インストール済みのデバイスドライバの中で、前記送信手段により送信されたプローブメッセージに対する応答がない周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項8乃至12のいずれか1項に記載の情報処理装置。

**【請求項 14】**

周辺機器と接続された情報処理装置の制御方法であって、

周辺機器からの離脱メッセージを受信する受信工程と、

前記受信工程において受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報が所定の条件を満たす際に、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除する削除工程と、  
を有することを特徴とする制御方法。

**【請求項 15】**

一時的利用者がログインした際にインストールされたデバイスドライバの情報として、ゲスト用のデバイスドライバであることを識別可能にする情報を記憶する記憶工程を更に有し、

前記削除工程において、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報がゲスト用のデバイスドライバであることを示す際に、前記所定の条件を満たすとして、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項14に記載の制御方法。

**【請求項 16】**

前記削除工程において、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報が他の周辺機器のために利用されていないことを示す際に、前記所定の条件を満たすとして、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項14または15に記載の制御方法。

**【請求項 17】**

前記離脱メッセージの受信に応じて、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除するか問い合わせる問い合わせ工程を更に有し、

前記削除工程において、前記問い合わせ工程の問い合わせに対して削除が指示された場

合に、当該デバイスドライバを削除することを特徴とする請求項1\_4乃至1\_6のいずれか1項に記載の制御方法。

【請求項18】

周辺機器に対応するデバイスドライバのインストールの際に、当該デバイスドライバの自動削除を示す自動削除情報を、当該デバイスドライバの情報として登録する登録工程を更に有し、

前記削除工程において、前記受信した離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバの情報として、前記登録手段により前記自動削除情報が登録されていた際に、前記所定の条件を満たすとして、当該離脱メッセージの送信元の周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項1\_4乃至1\_7のいずれか1項に記載の制御方法。

【請求項19】

ネットワーク接続に応じて、当該ネットワーク上の所定の機能を有する周辺機器の存在を問い合わせるプローブメッセージを送信する送信工程を更に有し、

前記削除工程において、インストール済みのデバイスドライバの中で、前記送信工程において送信されたプローブメッセージに対する応答がない周辺機器に対応するデバイスドライバを削除することを特徴とする請求項1\_4乃至1\_8のいずれか1項に記載の制御方法。